

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月11日

【会社名】 株式会社TSIホールディングス

【英訳名】 TSI HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 三宅 正彦
代表取締役社長 中島 芳樹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目7番地1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社東京スタイル
執行役員経営統轄本部 門田 潔
株式会社サンエー・インターナショナル
取締役管理本部長 鈴木 忍

【最寄りの連絡場所】 株式会社東京スタイル
東京都千代田区麹町五丁目7番地1
株式会社サンエー・インターナショナル
東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 株式会社東京スタイル
03(3262)8111
株式会社サンエー・インターナショナル
03(5467)1911

【事務連絡者氏名】 株式会社東京スタイル
執行役員経営統轄本部 門田 潔
株式会社サンエー・インターナショナル
取締役管理本部長 鈴木 忍

【届出の対象とした募集有価証券の
種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 159,727,093,746円（注）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）本届出書提出日において未確定であるため、株式会社東京スタイル（以下「東京スタイル」といいます。）の最近事業年度末日（平成22年2月28日）現在における株主資本の額（簿価）及び株式会社サンエー・インターナショナル（以下「サンエー・インターナショナル」といいます。）の最近事業年度末日（平成22年8月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	115,791,503株(注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注)4

(注)1 東京スタイルの普通株式の発行済株式総数102,507,668株(平成22年8月31日時点)、サンエー・インターナショナルの普通株式の発行済株式総数17,780,200株(平成22年8月31日時点)に基づいて算出しております。但し、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、両社による共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日(以下「本株式移転効力発生日」といいます。)において、本株式移転の効力発生直前時にそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成22年8月31日時点で東京スタイルが保有する自己株式14,402,930株、サンエー・インターナショナルが保有する自己株式1,000,342株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、発行済株式総数が変動した場合、株式会社TSIホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 普通株式は、平成22年10月14日に開催された東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの取締役会の決議(株式移転契約締結及び株式移転計画の作成)、平成23年1月27日に開催予定の東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

3 東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社 証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。（注）1、2

（注）1 普通株式は、当社成立の日の前日の東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの普通株主に、東京スタイル普通株式1株に対して1株、サンエー・インターナショナル普通株式1株に対して1.65株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。東京スタイルの平成22年2月28日現在及びサンエー・インターナショナルの平成22年8月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は159,727,093,746円であり、発行価額の総額のうち15,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

2 なお、当社は、当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により平成23年6月1日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式に係る株券について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

わが国経済は、平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な景気後退に加え、その後の急速な円高の進行や株価の下落等により、企業収益や個人消費は低迷し、依然として景気の停滞局面が続いております。

アパレル業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まり等により消費マインドの本格的な回復が見られない中、低価格商品の台頭、海外のファストファッションブランドの日本進出など、企業間競争は一段と激しさを増しております。

また、中長期的には、国内における少子高齢化・人口の減少等、アパレル業界の対象となる客層の将来的な縮小といった課題も抱えております。

このような経営環境の中、東京スタイル(注)1及びサンエー・インターナショナル(注)2は、事業の柱となるコアブランドの企画・育成、M&Aを含むブランドポートフォリオの再構築、中国・アジアをはじめとした海外展開、TV通販・インターネット販売への参入等、今後の企業成長を見据えた施策に取り組むために、両社の強み、ノウハウ及びリソースを相互に共有・活用することが、両社の企業価値を大きく高める視点から重要との判断に至りました。

今後は、互いの歴史と企業文化を尊重しながら、各々が有する強みを活かすことにより、お客さまに提供する付加価値を最大化し、社会に貢献してまいりたいと考えております。

こうした企業価値の最大化のため、経営統合を通じた経営改革に一丸となって取り組むことで、早期に統合効果を実現させ、ファッション業界におけるリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指してまいります。

(注)1 東京スタイルの事業の内容は次のとおりであります。

東京スタイル及び東京スタイルの関係会社(東京スタイル、連結子会社19社、持分法適用子会社1社及び非連結子会社7社により構成)においては、ファッション衣料・雑貨関連事業、合成樹脂関連事業、その他事業の3事業を行っている。各事業における東京スタイル及び関係会社の位置付け等は次のとおりであり、事業の種類別セグメントと同一である。

(ファッション衣料・雑貨関連事業)

当事業においては、婦人服をはじめとするファッション衣料および雑貨の企画・製造・卸・小売をしている。当事業は東京スタイルおよび東京スタイルグループの主力分野と位置付けている。

〔関係会社〕

(縫製加工)

(株)東京スタイルソーイング須賀川、(株)東京スタイルソーイング宇都宮、(株)東京スタイルソーイング米沢、(株)東京スタイルソーイング盛岡、(株)東京スタイルソーイング山之口、蘇州東京時装有限公司、上海東京時装有限公司

(製造・販売)

(株)パルメル、(株)ナノ・ユニバース、(株)ジャック、(株)スピックインターナショナル、(株)イジット、東京スタイル香港有限公司、上海東京時装商貿有限公司、上海東京時装销售有限公司、ラッキーユニオンインヴェストメントLTD.、北京子苞米時装有限公司、他1社

(合成樹脂関連事業)

当事業においては、合成樹脂関連製品等を製造・販売している。

〔関係会社〕

(株)トスカ、(株)日本パノック、(株)エスケイ工機 他1社

(その他事業)

当事業においては、運送業、広告代理業、不動産関連事業等を行っている。

〔関係会社〕

(株)スタイル運輸、(株)ティエスプラザ 他3社

(注) 2 サンエー・インターナショナルの事業の内容は次のとおりであります。

サンエー・インターナショナルグループは、サンエー・インターナショナルを企業集団の中核に、子会社24社(内連結子会社22社)で構成されております。主たる事業である「アパレル事業」は、婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売(小売及び卸)を行い、併せてオリジナルブランドを使用したライセンス契約に基づきロイヤリティを受け取っております。また「その他事業」として、店舗設計監理、物流業、飲食業等を営んでおります。

なお、サンエー・インターナショナルグループでは、連結売上高、営業利益、資産の金額に占めるアパレル事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載は省略しております。

<アパレル事業>

アパレル事業は、「オリジナルブランド事業部門」、「ライセンスブランド事業部門」及び「その他アパレル事業部門」に分類しております。

オリジナルブランド事業部門

サンエー・インターナショナルグループのオリジナルブランドによる婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売(小売及び卸)を行う事業部門であり、「ナチュラルビューティーベーシック」(サンエー・インターナショナル)、「マーガレット・ハウエル」(株)アングローバル)、「プロポーションボディドレッシング」(サンエー・インターナショナル)など、それぞれターゲット・デザインテイストの異なる23ブランドを全国主要都市の直営店及びフランチャイズ店にて展開しております。海外については、香港、上海及び台湾を中心としたアジア地域のほか、英国、仏国及び米国にて製商品の販売を行っております。

また主要なブランドにおいては、ブランドイメージを洋服以外のアイテムで市場に浸透させることを目的に、靴・バッグ・アクセサリなどアパレル以外の小物雑貨等の分野において有力専門メーカーとパートナーを組んだライセンス供与を行っております。

ライセンスブランド事業部門

サンエー・インターナショナルグループは、海外有力5ブランドと契約を締結し、当該ブランドの事業展開を行っております。「ヴィヴィアン タム」についてはサンエー・インターナショナルがライセンス契約及び独占輸入販売契約による企画、製造、販売を行い、「ダイアン フォン ファステンバーグ」、バッグブランド「ケイト・スペード ニューヨーク」(株)ケイト・スペード ジャパン)については、サンエー・インターナショナルの連結子会社(株)ケイト・スペード ジャパンが独占輸入販売を行います。またゴルフブランド「キャロウェイアパレル」及び玩具ブランド「バービー」については、サンエー・インターナショナルがアパレル製品のライセンス生産、販売を行っております。

その他アパレル事業部門

上記オリジナルブランド又はライセンスブランド事業に属さない「その他アパレル事業」として、セレクト編集型ショップ「フリーズショップ」(株)FREE'S INTERNATIONAL)、「フリーズショップメン」(株)FREE'S INTERNATIONAL)、「アウトレットショップ「ラストコール」(株)ラストコール)等を運営しております。

<その他事業>

アパレル事業以外の主な事業といたしましては、店舗設計監理(株)ブラックス)等を営んでおります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社TSIホールディングス (英文名: TSI HOLDINGS CO., LTD.)		
(2) 事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理ならびにそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都千代田区麹町五丁目7番地1		
(4) 代表者及び 役員の就任予定	代表取締役会長	三宅 正彦	サンエー・インターナショナル 取締役会長
	代表取締役社長	中島 芳樹	東京スタイル 代表取締役社長
	取締役	三宅 孝彦	サンエー・インターナショナル 代表取締役社長
	取締役	原島 春樹	東京スタイル 代表取締役専務取締役
	取締役	廣瀬 啓二	サンエー・インターナショナル 取締役 常務執行役員
	取締役	伊崎 範隆	東京スタイル 執行役員
	取締役(社外)	篠原 祥哲	サンエー・インターナショナル 社外取締役
	取締役(社外)	岩崎 雄一	東京スタイル 社外取締役
	常勤監査役(社外)	二宮 洋二	元 地方公共団体金融機構 理事
	監査役(社外)	渡邊 文雄	渡邊公認会計士事務所
監査役(社外)	堀内 三郎	サンエー・インターナショナル社 外監査役	
(5) 資本金	150億円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	2月末日		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの状況は以下のとおりです。

東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成23年6月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

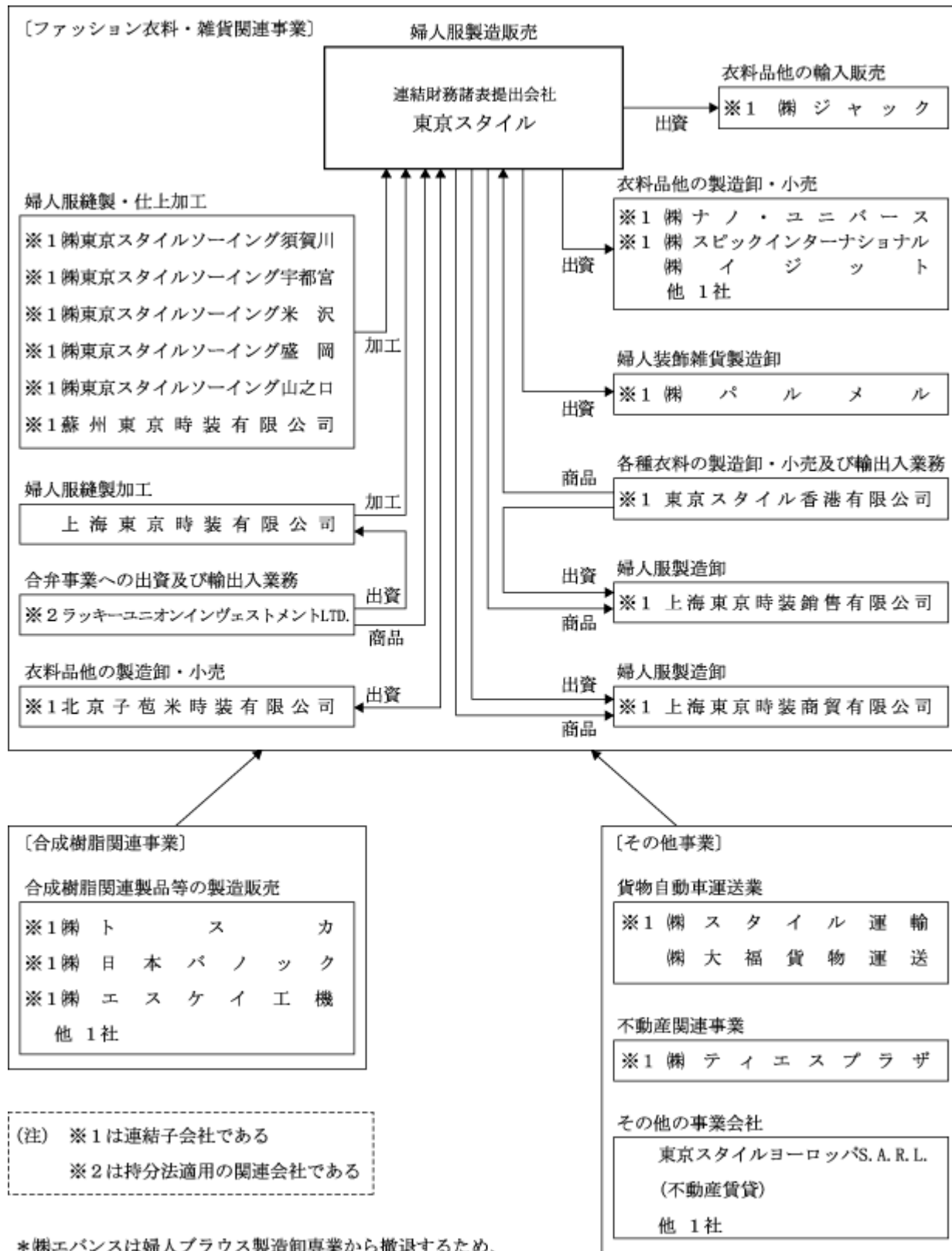
会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社東京 スタイル	東京都 千代田区	26,734	婦人服総合メー カー	100.0	4	未定	未定	未定	未定
株式会社サン エー・イン ターナシヨナ ル	東京都 渋谷区	7,376	1. 婦人服・紳 士服・子供服・ 服飾品の企画、 製造、販売 2. ライセンス ブランド事業 3. セレクト編 集型ショップ・ アウトレット ショップの運営	100.0	5	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、当社の株式移転完全子会社となります。

当社の完全子会社となる東京スタイルの最近事業年度末（平成22年2月28日）時点の状況及びサンエー・インターナショナルの最近事業年度末（平成22年8月31日）時点の状況については、以下のとおりです。

東京スタイル

事業の系統図は、次のとおりであります。



関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借
					東京ス タイル 役員	東京ス タイル 従業員			
(連結子会社) ㈱東京スタイル ソーイング須賀川 (注)4	福島県 須賀川市	50	婦人服縫製加工	100.0		1	貸付による 資金援助	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	なし
㈱東京スタイル ソーイング宇都宮	栃木県 宇都宮市	30	婦人服縫製加工	100.0		2	なし	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	土地・建 物の賃貸
㈱東京スタイル ソーイング米沢	山形県 米沢市	72	婦人服縫製加工	100.0		3	貸付による 資金援助	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	土地・建 物の賃貸
㈱東京スタイル ソーイング盛岡	岩手県 盛岡市	50	婦人服縫製加工	100.0		2	貸付による 資金援助	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	建物の 賃貸
㈱東京スタイル ソーイング山之口	宮崎県 都城市	20	婦人服縫製加工	100.0		2	なし	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	建物の 賃貸
㈱バルメル	東京都 千代田区	10	婦人服飾雑貨製造卸	100.0	2	1	なし	なし	なし
㈱ナノ・ユニバース (注)5	東京都 渋谷区	100	衣料品他の製造・卸 ・小売	90.0	2	1	貸付による 資金援助	なし	建物の 賃貸
㈱ジャック	静岡県 牧之原市	10	衣料品他の輸入・卸 ・小売	100.0	1	1	なし	なし	なし
㈱スピークインター ナショナル (注)6	東京都 目黒区	40	衣料品他の製造・卸 ・小売	75.5	1	2	貸付による 資金援助	なし	なし
㈱トスカ	東京都 千代田区	20	合成樹脂関連製品の 開発・販売	71.4	1		なし	販売消耗品の 納入	なし
㈱日本パノック 1	東京都 千代田区	30	合成樹脂関連製品等 の販売	80.0 (50.0)	1		なし	販売消耗品の 納入	なし
㈱エスケイ工機 1	東京都 千代田区	10	結束バンド、コネク ターなどの製造・販 売	85.7 (42.9)	2		なし	なし	なし
㈱スタイル運輸	東京都 千代田区	13	貨物自動車運送事業	100.0	2		なし	東京スタイル 製品の配送	建物の 賃貸
㈱ティエスプラザ	東京都 千代田区	10	不動産関連事業	100.0	1	3	債務保証、 貸付による 資金援助	なし	なし
東京スタイル香港有限 公司	中国 香港	千香港ドル 500	各種衣料品の製造 及び輸出入業務	100.0		3	なし	東京スタイル 製品の販売及 び仕入	建物の 賃貸
蘇州東京時装有限公司	中国 蘇州	千米ドル 1,500	婦人服縫製加工	78.0		3	なし	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	なし
上海東京時装有限公司	中国 上海	千米ドル 1,500	婦人服縫製加工	85.0	1	2	なし	東京スタイル 製品の縫製加 工下請	なし
上海東京時装銷售有限 公司 1	中国 上海	千米ドル 200	婦人服製造卸・小売	100.0 (100.0)		3	なし	東京スタイル 製品の販売及 び仕入	なし
上海東京時装商貿有限 公司	中国 上海	千米ドル 1,000	婦人服製造卸・小売	100.0	1	2	なし	東京スタイル 製品の販売及 び仕入	なし
北京子苞米時装有限公 司	中国 北京	千米ドル 500	衣料品他の製造・ 卸・小売	51.0	1	2	なし	なし	なし
(持分法適用関連会社) ラッキーユニオン インヴェストメント LTD.	中国 香港	千香港ドル 10,185	合弁事業への出資 及び輸出入業務	100.0	1	2	なし	東京スタイル 製品の海外生 産請負	なし

(注) 1 上記子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

2 上記子会社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。

3 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数です。

4 ㈱東京スタイルソーイング須賀川は平成22年12月31日に清算終了予定です。

- 5 (株)ナノ・ユニバースについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	8,509 百万円
(2) 経常利益	238 百万円
(3) 当期純利益	105 百万円
(4) 純資産額	1,056 百万円
(5) 総資産額	3,037 百万円

- 6 (株)スピックインターナショナルについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

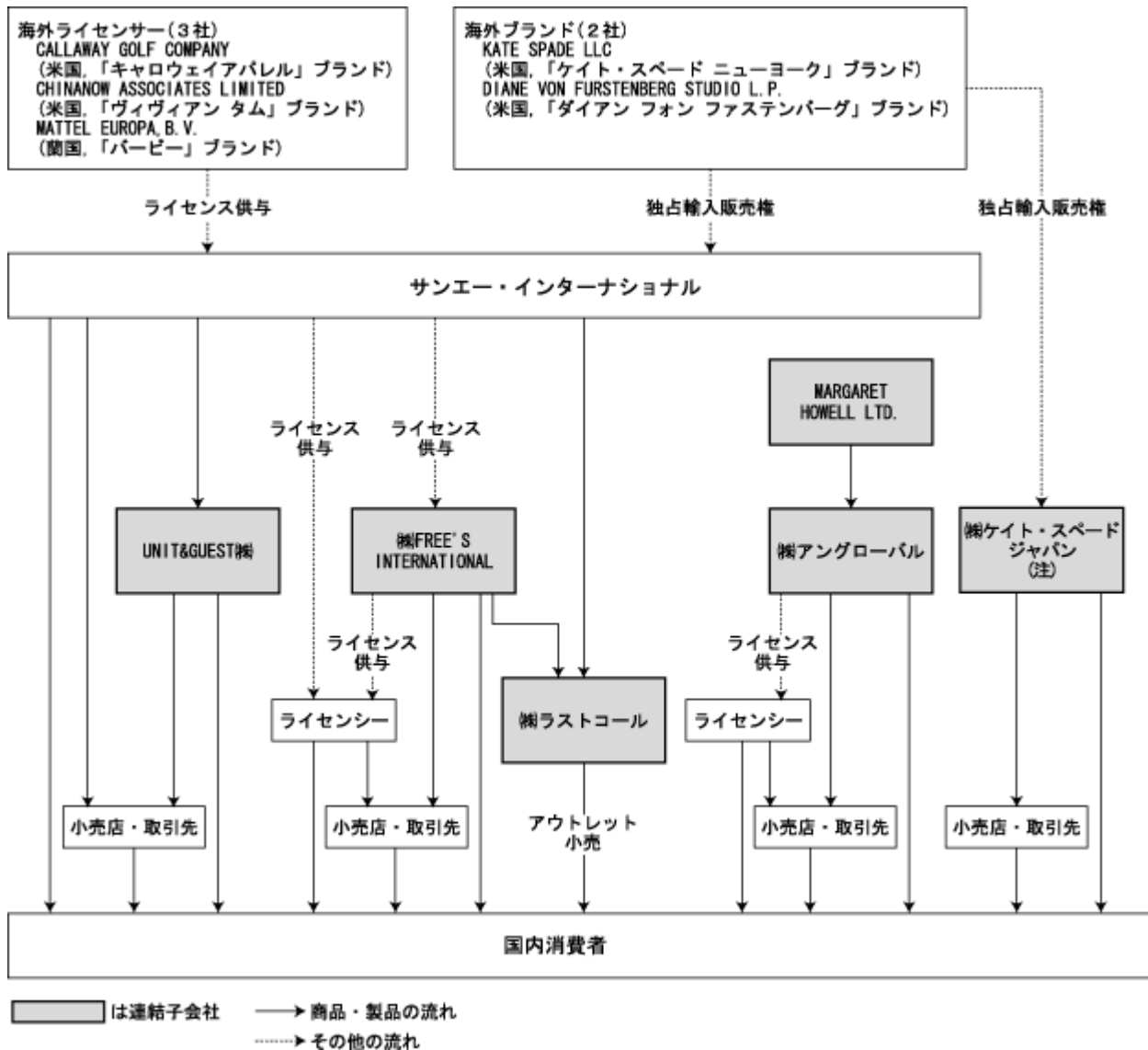
(1) 売上高	5,999 百万円
(2) 経常利益	236 百万円
(3) 当期純利益	88 百万円
(4) 純資産額	1,461 百万円
(5) 総資産額	3,136 百万円

サンエー・インターナショナル

事業の系統図は、次のとおりであります。

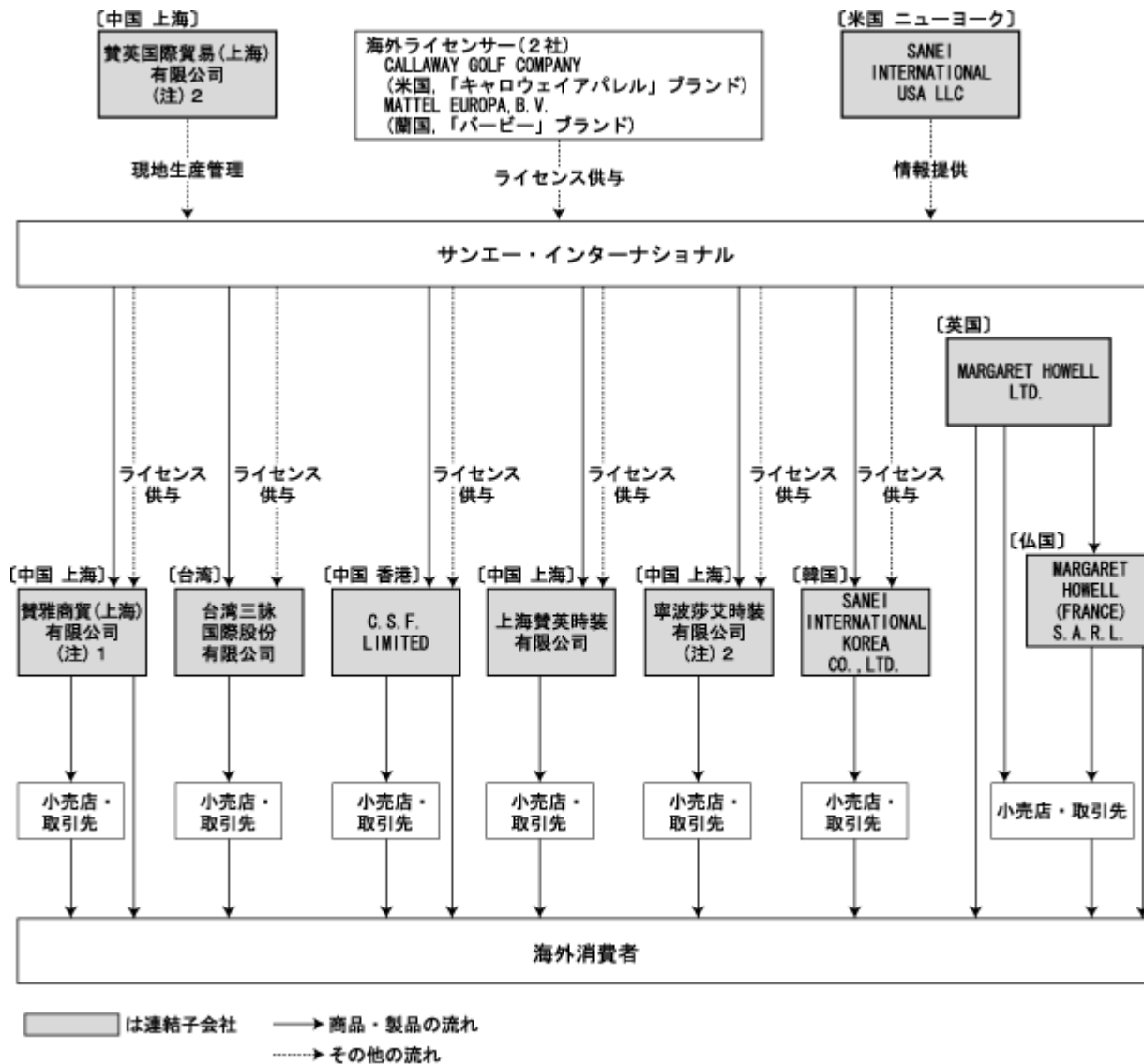
(1) アパレル事業

国内事業における系統図は次のとおりです。



(注) 平成21年11月20日付でKate Spade LLCとの合併により（サンエー・インターナショナルの出資比率51.0%）、(株)ケイト・スペード ジャパンを設立しています。

海外事業における系統図は次のとおりです。



(注) 1 平成21年7月10日付でSANEI GROUP INTERNATIONAL H.K LIMITEDが設立した贊雅商貿(上海)有限公司は、当連結会計年度より連結対象としています。

2 寧波莎艾時裝有限公司及び贊英國際(上海)有限公司は清算中です。

3 SANEI BRANDS LLCは、平成21年10月19日付でSANEI CHARLOTTE RONSON LLCの持分全て(出資比率70.0%(サンエー・インターナショナルの間接所有比率70.0%))を売却したため、SANEI CHARLOTTE RONSON LLCは当連結会計年度から連結の対象から外れています。

その他の子会社 (株)サンエー・アセット(製造・物流、連結子会社)

(株)サンエー・プロダクション・ネットワーク(製造管理・物流管理、連結子会社)ほか2社

(注) 平成22年5月27日付でサンエー・インターナショナルが100%出資し、(株)サンエー・プロダクション・ネットワークを新たに設立しています。なお、(株)サンエー・プロダクション・ネットワークの設立に伴い、同名の(株)サンエー・プロダクション・ネットワークは、平成22年5月27日をもって、商号を(株)サンエー・アセットに変更しています。

その他の関連会社 (株)サンエーインダストリー(製造・物流・販売、持分法適用関連会社)

(注) サンエー・インターナショナルの影響力が低下したため、第62期第1四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)より持分法の適用から除外しております。

(2) その他事業 (株)ブラックス(店舗設計監理、連結子会社)

(株)イント・トラベル(旅行業・保険代理業、連結子会社)

(注) 平成22年8月31日をもって解散し現在清算中です。

(株)サンエー・ロジスティクス(物流業務、連結子会社)

(株)アングローバル(飲食業、連結子会社)

三永事業協同組合(金融業)

関係会社の状況

	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)ブラックス	東京都渋谷区	20	その他事業	100.0	サンエー・インターナショナルグループ店舗の内装デザイン・設計を行っております。役員2名兼任。
(株)イント・トラベル(注)9	東京都渋谷区	10	その他事業	100.0	サンエー・インターナショナル社員の出張手配等の業務を委託しております。債務保証あり。役員2名兼任。
(株)ラストコール	東京都渋谷区	80	アパレル事業	100.0	サンエー・インターナショナル製商品のアウトレット販売を行っております。役員1名兼任。
(株)FREE'S INTERNATIONAL (注)8	東京都渋谷区	10	アパレル事業	100.0	サンエー・インターナショナル商標をライセンス供与しております。資金援助あり。役員3名兼任。
(株)サンエー・アセット(注)6	東京都渋谷区	25	アパレル事業	100.0	資金援助あり。役員4名兼任。
(株)サンエー・ロジスティクス	東京都渋谷区	10	その他事業	100.0	サンエー・インターナショナルの物流業務を委託しております。役員3名兼任。
UNIT&GUEST(株)	東京都渋谷区	35	アパレル事業	100.0	資金援助あり。役員2名兼任。
(株)アングローバル	東京都渋谷区	90	アパレル事業	100.0	役員1名兼任。
(株)ケイト・スピード ジャパン(注)5	東京都渋谷区	450	アパレル事業	51.0	資金援助あり。役員1名兼任。
(株)サンエー・プロダクション・ネットワーク(注)6	東京都渋谷区	10	アパレル事業	100.0	役員3名兼任。
SANEI GROUP INTERNATIONAL H.K. LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区	千香港ドル 15,000	アパレル事業	100.0 (3.3)	サンエー・インターナショナル製品の縫製加工を委託しております。
SANEI INTERNATIONAL USA LLC	New York, U.S.A.	千米ドル 75	アパレル事業	100.0 (100.0)	市場調査等の業務を委託しております。
SANEI INTERNATIONAL KOREA CO., LTD.	大韓民国ソウル市	千ウォン 2,030,000	アパレル事業	100.0	サンエー・インターナショナル製品の販売を行っております。債務保証あり。役員2名兼任。
台湾三詠国際股份有限公司	中華民国台北市	千ニュー台湾ドル 50,000	アパレル事業	80.0	サンエー・インターナショナル製品の販売を行っております。役員1名兼任。資金援助あり。
贊英国際貿易(上海)有限公司	中華人民共和国上海市浦東新区外高橋保税区	千米ドル 200	アパレル事業	100.0	サンエー・インターナショナル製品・原材料の買付業務を委託しております。
C.S.F.LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区	千香港ドル 23,000	アパレル事業	100.0	サンエー・インターナショナル製品の販売を行っております。資金援助あり。
寧波莎艾時裝有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 6,076	アパレル事業	100.0	サンエー・インターナショナル製品の販売を行っております。資金援助あり。債務保証あり。
MARGARET HOWELL LTD.	London, UK	千イギリスポンド 2,500	アパレル事業	100.0 (100.0)	
MARGARET HOWELL (FRANCE) S.A.R.L.	Paris, France	千欧州ユーロ 800	アパレル事業	100.0 (100.0)	
SANEI BRANDS LLC	New York, U.S.A.	千米ドル 350	アパレル事業	100.0 (100.0)	
上海贊英時裝有限公司	中華人民共和国上海市	千人民元 38,000	アパレル事業	100.0	資金援助あり。役員2名兼任。
贊雅商貿(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 1,450	アパレル事業	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)サンエーインダストリー(注)10	福島県須賀川市	25	アパレル事業	39.2	サンエー・インターナショナル製品の縫製加工、保管・物流及び販売を行っております。資金援助あり。

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数です。
- 3 特定子会社に該当する会社はありません。
- 4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 5 平成21年11月20日付でKate Spade LLCとの合併により(サンエー・インターナショナルの出資比率51.0%)、(株)ケイト・スペード ジャパンを設立しています。
- 6 平成22年5月27日付でサンエー・インターナショナル100%出資し、(株)サンエー・プロダクション・ネットワークを新たに設立しています。なお、(株)サンエー・プロダクション・ネットワークの設立に伴い、同名の(株)サンエー・プロダクション・ネットワークは、平成22年5月27日をもって、商号を(株)サンエー・アセットに変更しています。
- 7 SANEI BRAND LLCは、平成21年10月19日付でSANEI CHARLOTTE RONSON LLCの持分全て(出資比率70.0%(サンエー・インターナショナルの間接所有比率70.0%))を売却したため、SANEI CHARLOTTE RONSON LLCは当連結会計年度から連結の対象から外れています。
- 8 (株)FREE'S INTERNATIONALについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報

(1) 売上高	10,976百万円
(2) 経常損失()	888百万円
(3) 当期純損失()	779百万円
(4) 純資産額	1,015百万円
(5) 総資産額	3,157百万円

- 9 平成22年8月31日をもって解散し現在清算中です。
- 10 サンエー・インターナショナルの影響力が低下したため、第62期第1四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)より持分法の適用から除外しております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である東京スタイル及びサンエー・インターナショナルと関係会社の役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社の完全子会社である東京スタイル及びサンエー・インターナショナルと関係会社の取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の概要

東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、両社の株主総会による承認を前提として、平成23年6月1日(予定)を期して、当社を株式移転設立完全親会社、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成22年10月14日の両社取締役会において作成いたしました。なお、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、同日付で、共同株式移転の方法により東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する株式移転契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、東京スタイルの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、サンエー・インターナショナルの普通株式1株に対して当社の普通株式1.65株をそれぞれ割り当て交付します。

本株式移転計画においては、平成23年1月27日に開催される予定の東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社東京スタイル(以下「甲」という。)と株式会社サンエー・インターナショナル(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本株式移転計画に定めるところに従い、甲及び乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「丙」という。)の成立の日(第8条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(丙の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数、その他丙の定款で定める事項)

1. 丙の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的：別紙1の定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号：「株式会社TSIホールディングス」とし、英文では「TSI HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店所在地：東京都千代田区とする。

(4) 発行可能株式総数：4億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙1の定款に記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役

三宅 正彦
中島 芳樹
三宅 孝彦
原島 春樹
廣瀬 啓二
伊崎 範隆
篠原 祥哲（社外）
岩崎 雄一（社外）

(2) 設立時監査役

二宮 洋二（社外）
渡邊 文雄（社外）
堀内 三郎（社外）

(3) 設立時会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

第4条（丙が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対して、それぞれの所有する普通株式に代わり、(i)丙の成立の日の前日最終時点における甲の発行済株式総数に1を乗じて得た数及び(ii)丙の成立の日の前日最終時点における乙の発行済株式総数に1.65を乗じて得た数の合計に相当する数の丙の普通株式を交付する。

2. 丙は、本株式移転に際して、前項の丙の普通株式を、丙の成立の日の前日最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し（但し、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲又は乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が株主として記載又は記録されているものとみなす。）、その有する甲又は乙の普通株式に代わり、以下のとおり割り当てる。

(1) 甲の株主については、その有する甲の普通株式1株につき、丙の普通株式1株。

(2) 乙の株主については、その有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式1.65株。

なお、乙の株主に交付しなければならない丙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

3. 丙における単元株式数は100株とする。

第5条(自己株式の消却)

甲及び乙は、丙の成立の日の前日までの適切な時期に、それぞれの保有する自己株式の全部を会社法の定めに基づき消却するものとする。

第6条(丙の設立時の資本金及び準備金等)

丙の設立時における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額：150億円
- (2) 資本準備金の額：37.5億円
- (3) 利益準備金の額：0円

第7条(新株予約権の取扱い)

1. (1) 丙は、本株式移転に際して、丙の成立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された、乙が発行している第4回新株予約権(その内容は別紙2「株式会社サンエー・インターナショナル第4回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第4回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、丙の成立の日の前日終了時点における当該新株予約権の総数と同数の丙の第1回新株予約権(その内容は別紙3「株式会社TSIホールディングス第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「丙第1回新株予約権」という。)を交付する。
- (2) 丙は、本株式移転に際して、丙の成立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された、乙が発行している第5回新株予約権(その内容は別紙4「株式会社サンエー・インターナショナル第5回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第5回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、丙の成立の日の前日終了時点における当該新株予約権の総数と同数の丙の第2回新株予約権(その内容は別紙5「株式会社TSIホールディングス第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「丙第2回新株予約権」という。)を交付する。
- (3) 丙は、本株式移転に際して、丙の成立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された、乙が発行している第5-2回新株予約権(その内容は別紙6「株式会社サンエー・インターナショナル第5-2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「乙第5-2回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、丙の成立の日の前日終了時点における当該新株予約権の総数と同数の丙の第2-2回新株予約権(その内容は別紙7「株式会社TSIホールディングス第2-2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「丙第2-2回新株予約権」という。)を交付する。
- (4) 丙は、本株式移転に際して、丙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第2回新株予約権(その内容は別紙8「株式会社東京スタイル第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「甲第2回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、丙の成立の日の前日終了時点における当該新株予約権の総数と同数の丙の第3回新株予約権(その内容は別紙9「株式会社TSIホールディングス第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「丙第3回新株予約権」という。)を交付する。

2. (1) 丙は、本株式移転に際し、丙第1回新株予約権を、丙の成立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する乙第4回新株予約権1個につき、丙第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
- (2) 丙は、本株式移転に際し、丙第2回新株予約権を、丙の成立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する乙第5回新株予約権1個につき、丙第2回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
- (3) 丙は、本株式移転に際し、丙第2-2回新株予約権を、丙の成立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙第5-2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する乙第5-2回新株予約権1個につき、丙第2-2回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
- (4) 丙は、本株式移転に際し、丙第3回新株予約権を、丙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第2回新株予約権1個につき、丙第3回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第8条(丙の成立の日)

丙の設立の登記をすべき日(以下「丙の成立の日」という。)は、平成23年6月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

第9条(株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、平成23年1月27日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成23年1月27日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙間で協議の上、前二項に定める臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第10条(株式上場)

甲及び乙は、丙の成立の日において、丙の発行する普通株式を株式会社東京証券取引所に上場することを目的に、株式会社東京証券取引所に上場申請する。

第11条(株主名簿管理人)

丙の株主名簿管理人としての業務その他丙の株式又は新株予約権に関する業務は、住友信託銀行株式会社に委託するものとする。

第12条(剰余金の配当)

1. 甲は、平成23年2月28日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり17.50円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、平成22年8月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり25.00円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、平成23年2月28日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり12.50円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後丙の成立の日に至るまでの間において、丙の成立の日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。ただし、甲及び乙が書面にて合意した場合についてはこの限りではない。

第13条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。甲及び乙は、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為及び子会社の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議し、甲乙合意の上でこれを行い、又は子会社をしてこれを行わせるものとする。

第14条(株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、第9条に定める甲又は乙の本株式移転計画承認株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認が得られない場合、又は法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合は、その効力を失うものとする。

第15条(事情変更)

本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙間で協議の上、本株式移転計画の条件その他の内容を変更し又は中止することができる。

第16条(協議事項)

本株式移転計画に定めるもののほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙にて別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成22年10月14日

甲：東京都千代田区麹町五丁目7番地1
株式会社 東京スタイル
代表取締役社長 中 島 芳 樹

乙：東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
株式会社 サンエー・インターナショナル
代表取締役社長 三 宅 孝 彦

別紙 1

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は株式会社TSIホールディングスと称する。英文ではTSI HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

各種繊維を使用した糸及び織物の販売並びに製織染色の委託加工

衣料品、服飾雑貨の企画、製造加工、販売及び輸出入

毛皮、皮革製品、鞆、履物の製造加工、販売及び輸出入

貴金属、宝石、真珠、時計の販売及び輸出入

化粧品、石鹸、香料の販売及び輸出入

家具、寝具、室内装飾品の販売及び輸出入

スポーツ用品、キャラクター商品、文房具、日用雑貨品の販売及び輸出入

合成樹脂に関連する製品の開発及び製造販売

古物売買及びその受託販売

ホテル、宿泊施設、スポーツ施設、喫茶店、レストラン及び軽飲食店の経営
旅行業

店舗の企画、設計、施工監理及び店舗工事の請負

貸室並びに貸車庫業

不動産の売買、賃貸及び管理業

有価証券の取得、運用

損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険募集に関する業務

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権、その他の無体財産権の取得、売買、賃貸借及び仲介

前記 から までに附帯する投資

前記 から までに附帯関連する一切の事業

(2) 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役社長の業務）

第23条 取締役社長は会社の業務執行を行う。

- 2 取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 3 5 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 3 6 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 3 7 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 3 8 条 当社の事業年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 3 9 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 0 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月31日とする。

3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 1 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭に利息を付けない。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第38条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から翌年 2 月末日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 当社の最初の取締役に対する、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結時までの報酬等の額(以下「当初報酬額」という。)は、第28条の規定にかかわらず、金5億円以内とする。また、当社の最初の監査役に対する当初報酬額は、第36条の規定にかかわらず、金5千万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

別紙 2

株式会社サンエー・インターナショナル第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社サンエー・インターナショナル第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該調整が行われる時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた価額とし、行使価額は3,620円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年12月1日から平成23年11月30日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の一部行使はできない。

その他権利行使の条件は、当社第57期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

上記6.「新株予約権行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記に定める条件に沿って、下記乃至に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の割当日

平成18年12月15日

11. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

別紙 3

株式会社TSIホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社TSIホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は165株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該調整が行われる時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた価額とし、行使価額は2,194円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月1日から平成23年11月30日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の一部行使はできない。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

上記6.「新株予約権行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記に定める条件に沿って、下記乃至に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の割当日

平成23年6月1日

11. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

別紙 4

株式会社サンエー・インターナショナル第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社サンエー・インターナショナル第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該調整が行われる時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた価額とし、行使価額は2,085円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかか
る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「処分する自己株式」、「1
株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、
または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必
要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年12月1日から平成24年11月30日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当時点から権利行使時点まで継続
して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有している
こと。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではな
い。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

その他新株予約権の行使の条件は、当社第58期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約
権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に
従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、
その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記 の資本金等増加限
度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の
議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得するこ
とができる。

上記6.「新株予約権行使の条件」により権利を行使できなくなった場合、当社は新株予約権者の有する当
該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記 に定める条件に沿って、下記 乃至 に定める株式会
社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約
権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の割当日

平成19年12月17日

11. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

別紙 5

株式会社TSIホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社TSIホールディングス第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は165株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該調整が行われる時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた価額とし、行使価額は1,264円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかか
る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「処分する自己株式」、「1
株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、
または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必
要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月1日から平成24年11月30日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当時点から権利行使時点まで継続
して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有している
こと。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではな
い。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定
めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項
に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき
は、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加
限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の
議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、取締役会が別途定める日に、当社は新株
予約権を無償で取得することができる。

上記6.「新株予約権行使の条件」により権利を行使できなくなった場合、当社は新株予約権者の有する当
該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記に定める条件に沿って、下記乃至に定める株式会
社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約
権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の割当日

平成23年6月1日

11. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

別紙 6

株式会社サンエー・インターナショナル第5 - 2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社サンエー・インターナショナル第5 - 2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該調整が行われる時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた価額とし、行使価額は1,581円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかか
る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「処分する自己株式」、「1
株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、
または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必
要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年12月1日から平成24年11月30日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当時点から権利行使時点まで継続
して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有している
こと。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではな
い。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

その他新株予約権の行使の条件は、当社第58期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約
権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項
に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき
は、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加
限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認
の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得するこ
とができる。

上記6.「新株予約権行使の条件」により権利を行使できなくなった場合、当社は新株予約権者の有する
当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記に定める条件に沿って、下記乃至に定める株式会
社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約
権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の割当日

平成20年2月15日

11. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

別紙 7

株式会社TSIホールディングス第2 - 2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社TSIホールディングス第2 - 2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は165株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該調整が行われる時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた価額とし、行使価額は959円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかか
る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「処分する自己株式」、「1
株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、
または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必
要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月1日から平成24年11月30日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当時点から権利行使時まで継続
して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有している
こと。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではな
い。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定
めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項
に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき
は、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加
限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の
議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、取締役会が別途定める日に、当社は新株
予約権を無償で取得することができる。

上記6.「新株予約権行使の条件」により権利を行使できなくなった場合、当社は新株予約権者の有する当
該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記に定める条件に沿って、下記乃至に定める株式会
社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約
権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記8. に準じて決定する。

10. 新株予約権の割当日

平成23年6月1日

11. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

別紙 8

株式会社東京スタイル第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社東京スタイル第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、株式数は新株予約権の総数に1,000株を乗じた株式数とする。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は778円とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下「新株予約権割当日」という。）以後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月25日から平成27年6月24日までとする。

6. 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、平成22年5月27日開催の当社第62回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が上記6.による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

1 1 . 新株予約権の割当日

平成22年 6 月25日

別紙 9

株式会社TSIホールディングス第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社TSIホールディングス第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、株式数は新株予約権の総数に1,000株を乗じた株式数とする。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は778円とする。

なお、新株予約権を割当ての日（以下「新株予約権割当日」という。）以後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月25日から平成27年6月24日までとする。

6．新株予約権行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他権利行使の条件は、平成22年5月27日開催の株式会社東京スタイル第62回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、株式会社東京スタイルと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8．新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が上記6．による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

11．新株予約権の割当日

平成23年6月1日

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	東京スタイル	サンエー・インターナショナル
株式移転比率	1	1.65

(注) 1 東京スタイルの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、サンエー・インターナショナルの普通株式1株に対して当社の普通株式1.65株を、それぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株となる予定です。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 115,791,503株

東京スタイルの普通株式の発行済株式総数102,507,668株（平成22年8月31日時点）、サンエー・インターナショナルの普通株式の発行済株式総数17,780,200株（平成22年8月31日時点）に基づいて算出しております。但し、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、本株式移転効力発生日において、本株式移転の効力発生直前時にそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成22年8月31日時点で東京スタイルが保有する自己株式14,402,930株、サンエー・インターナショナルが保有する自己株式1,000,342株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、発行済株式総数が変動した場合、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

公平性を担保するための措置

東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、東京スタイルはアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビームM&Aコンサルティング」といいます。）を、サンエー・インターナショナルはトラスティーズ・コンサルティングLLP（以下「トラスティーズ・コンサルティング」といいます。）を今回の経営統合のための算定機関として任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領致しました。

なお、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、それぞれ第三者算定機関よりフェアネスオピニオン（公正性に関する評価）は取得していません。

算定の基礎

アビームM&Aコンサルティングは、本株式移転の諸条件等を分析した上で、両社普通株式それぞれについて市場価格が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社については、類似会社比準法、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法による算定を行いました。市場株価法については、ある一定時点での市場株価を採用することは、価値形成過程における特異性が排除できないこと、また、長期にわたる市場株価を採用することは、現状における収益水準等が勘案された株価を適切に反映したものでなくなってしまうことから、一定期間の市場株価を用いることが合理的と判断し、本算定にあたっては、直近の株価水準等を鑑みて、平成22年10月13日を基準日とした直近終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の終値単純平均株価、及び出来高加重平均株価を採用いたしました。類似会社比準法については、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様に資本市場の客観性を評価に反映することができると考え、類似会社の各種比較指標を分析した上で採用いたしました。DCF法については、企業の将来キャッシュフローに基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、両社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価いたしました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、東京スタイルの普通株式1株に対する、サンエー・インターナショナルの普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.29 ~ 1.72
類似会社比準法	1.09 ~ 1.62
DCF法	1.57 ~ 1.74

アビームM&Aコンサルティングは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報及び資料等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は検証を行っておらず、第三者機関への鑑定又は検証の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。アビームM&Aコンサルティングの算定は、平成22年10月13日現在までの情報と経済諸条件等を反映したものであります。

また、アビームM&Aコンサルティングが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

トラスティーズ・コンサルティングは、両社普通株式それぞれについて市場価格が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社については、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法による算定を行いました。市場株価平均法については、ある一定時点での市場株価を採用することは、価値形成過程における特異性が排除できないこと、また、長期にわたる市場株価を採用することは、現状における収益水準等が勘案された株価を適切に反映したものではなくなってしまうことから、一定期間の市場株価を用いることが合理的と判断し、本算定にあたっては、直近の株価水準等を鑑みて、平成22年10月13日を基準日として、基準日、基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値出来高加重平均株価に基づく株式移転比率の算定レンジを採用いたしました。DCF法については、企業の将来キャッシュフローに基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、両社の事業計画、財務及び税務デュー・ディリジェンス、経営陣に対するインタビュー結果を基礎として、将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価いたしました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、東京スタイルの普通株式1株に対する、サンエー・インターナショナルの普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.293 ~ 1.719
DCF法	1.527 ~ 2.145

トラスティーズ・コンサルティングは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報及び資料等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。トラスティーズ・コンサルティングの算定は、平成22年10月13日現在までの上記情報等を反映したものであります。

算定の経緯

上記記載のとおり、東京スタイルはアビームM&Aコンサルティングに、サンエー・インターナショナルはトラスティーズ・コンサルティングに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至りました。

算定機関との関係

算定機関であるアビームM&Aコンサルティング及びトラスティーズ・コンサルティングは、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの関連当事者には該当いたしません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 単元未満株式数の権利

東京スタイルの単元株式数は1,000株ですが、当社及びサンエー・インターナショナルの単元株式数は100株です。また、東京スタイルの定款には、単元未満株主は法令により定款をもってしても制限することができない権利 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 単元未満株式買増請求をする権利のみ有する旨の定めが置かれていますが、当社の定款には、及びに加え、会社法第189条第2項各号に掲げる権利 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利を有する旨の定めが置かれる予定です。

(2) 剰余金の配当

東京スタイルの定款には、剰余金の配当等の決定機関を株主総会の決議を必要としており、当社の定款にはサンエー・インターナショナルの定款と同様に、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができるものとする定めが置かれる予定です。

東京スタイルの定款には、剰余金の配当の基準日を毎年2月末日とする定めが置かれており、サンエー・インターナショナルの定款には、剰余金の配当の基準日を期末配当基準日が毎年8月末日、中間配当基準日が毎年2月末日、サンエー・インターナショナルが基準日を定めて剰余金の配当をすることができるものとする定めが置かれています。これに対し、当社の定款では、期末配当基準日が毎年2月末日、中間配当基準日が毎年8月31日、当社が基準日を定めて剰余金の配当をすることができるものとする定めが置かれる予定です。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの株主が、その有する東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの普通株式につき、東京スタイル又はサンエー・インターナショナルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年1月27日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ東京スタイル又はサンエー・インターナショナルに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルが、上記臨時株主総会の決議の日(平成23年1月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京スタイル

議決権の行使の方法としては、平成23年1月27日開催予定の東京スタイルの臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成23年1月27日開催予定の東京スタイルの臨時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京スタイルに提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年1月26日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、東京スタイルが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、東京スタイルに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

サンエー・インターナショナル

議決権の行使の方法としては、平成23年1月27日開催予定のサンエー・インターナショナルの臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成23年1月27日開催予定のサンエー・インターナショナルの臨時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、サンエー・インターナショナルに提出する必要があります。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年1月26日午後6時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、サンエー・インターナショナルが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、サンエー・インターナショナルに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社普通株式は、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの平成23年5月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主に割り当てられます。

株主は、株券電子化前に株券等保管振替制度を利用していた株主であるか株券電子化に伴って特別口座に記録された株主であるかを問わず、特段の手續を要することなく、自己の東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

東京スタイルが発行している第2回新株予約権ならびにサンエー・インターナショナルが発行している第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第5 - 2回新株予約権については、株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により新株予約権買取請求権が発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受け取り方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続きは不要です。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 東京スタイル及びサンエー・インターナショナルが発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 東京スタイルにおいてはサンエー・インターナショナルの、サンエー・インターナショナルにおいては東京スタイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの本店に平成23年1月12日よりそれぞれ備え置く予定です。その他に、東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成22年10月14日開催の東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類です。

の書類は、東京スタイルの平成22年2月期の計算書類等又はサンエー・インターナショナルの平成22年8月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、東京スタイルについては平成22年2月期の末日後に、サンエー・インターナショナルについては平成22年8月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転契約書締結及び株式移転計画書承認取締役会（両社）	平成22年10月14日（木）
株式移転契約書締結（両社）	平成22年10月14日（木）
臨時株主総会基準日公告（両社）	平成22年10月15日（金）
臨時株主総会基準日（東京スタイル）	平成22年11月1日（月）
臨時株主総会基準日（サンエー・インターナショナル）	平成22年11月5日（金）
株式移転計画書承認臨時株主総会（両社）	平成23年1月27日（木）（予定）
東証上場廃止日(両社)	平成23年5月27日（金）（予定）
株式移転の効力発生日	平成23年6月1日（水）（予定）
当社設立登記日	平成23年6月1日（水）（予定）
当社上場日	平成23年6月1日（水）（予定）

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルで協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式

東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの株主が、その有する東京スタイル又はサンエー・インターナショナルの普通株式につき、東京スタイル又はサンエー・インターナショナルに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年1月27日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ東京スタイル又はサンエー・インターナショナルに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルが、上記臨時株主総会の決議の日（平成23年1月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権

東京スタイルが発行している第2回新株予約権ならびにサンエー・インターナショナルが発行している第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第5-2回新株予約権については、株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りません。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありますが、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルのそれぞれの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常損益」及び「当期純損益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常損益」及び「当期純損益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(百万円)	152,529
経常利益(百万円)	4,740
当期純損失() (百万円)	702

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

東京スタイル

主要な連結経営指標等の推移

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月
売上高 (百万円)	55,424	56,470	56,221	62,683	52,196
経常利益 (百万円)	7,917	8,515	3,668	621	4,281
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	3,981	5,181	2,101	9,391	740
純資産額 (百万円)	167,859	175,415	155,875	137,036	144,049
総資産額 (百万円)	202,377	207,410	171,662	154,303	159,905
1株当たり純資産額 (円)	1,800.48	1,867.92	1,753.05	1,533.60	1,613.35
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	42.70	55.58	23.56	106.56	8.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	82.9	83.9	90.0	87.6	88.9
自己資本利益率 (%)	2.4	3.0	1.3		0.5
株価収益率 (倍)	31.12	23.89	42.23		73.69
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,523	6,948	646	5,268	4,301
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,040	8,565	20,618	8,914	6,872
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,778	1,910	7,672	2,652	2,035
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	40,174	53,860	26,216	20,135	29,227
従業員数 (名) [外、平均臨時雇用者数]	1,009 [2,136]	974 [2,005]	850 [2,100]	1,647 [2,098]	1,622 [1,913]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第58期において、(株)ジャックコーポレーション及び東京テキスタイル(株)は清算終了しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、また平成21年2月期については当期純損失であり、潜在株式がないため、記載しておりません。

4 純資産額の算定にあたり、平成19年2月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

サンエー・インターナショナル
 主要な連結経営指標等の推移

回次		第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月		平成18年 8 月	平成19年 8 月	平成20年 8 月	平成21年 8 月	平成22年 8 月
売上高	(百万円)	110,164	117,837	120,260	111,817	100,333
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	8,021	7,475	5,581	525	459
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	4,271	3,837	2,516	3,647	1,442
純資産額	(百万円)	31,752	34,755	33,818	29,291	27,083
総資産額	(百万円)	62,576	68,078	64,890	56,577	54,550
1株当たり純資産額	(円)	1,773.22	1,942.32	1,996.08	1,726.75	1,578.46
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	285.25	215.95	147.68	217.38	85.97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	284.05	215.62	147.68		
自己資本比率	(%)	50.3	50.8	51.6	51.2	48.6
自己資本利益率	(%)	17.2	11.6	7.4		
株価収益率	(倍)	13.0	11.3	9.6		
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,778	7,787	5,089	1,275	3,514
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,364	7,666	6,124	4,811	957
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,541	3,682	2,391	513	632
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	22,795	19,322	15,807	12,484	14,288
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	3,703 (856)	4,060 (1,100)	4,318 (1,070)	4,500 (900)	3,825 (721)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

3 第60期及び第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第60期及び第61期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

- 平成22年10月14日 東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、臨時株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社の取締役会において本株式移転に関する「株式移転契約書」の締結及び「株式移転計画書」の共同作成を決議いたしました。
- 平成23年1月27日 東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成23年6月1日 東京スタイル及びサンエー・インターナショナルが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの沿革につきましては、両社の有価証券報告書(東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、アパレル事業、合成樹脂関連事業、その他事業等を行う傘下子会社及びグループの経営管理ならびにそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの事業の内容は以下のとおりです。

(1) 東京スタイル

東京スタイル及び東京スタイルの関係会社(東京スタイル、連結子会社19社、持分法適用子会社1社及び非連結子会社7社により構成)においては、ファッション衣料・雑貨関連事業、合成樹脂関連事業、その他事業の3事業を行っている。各事業における当東京スタイル及び関係会社の位置付け等は次のとおりであり、事業の種類別セグメントと同一である。

(ファッション衣料・雑貨関連事業)

当事業においては、婦人服をはじめとするファッション衣料および雑貨の企画・製造・卸・小売をしている。当事業は東京スタイルおよび東京スタイルグループの主力分野と位置付けている。

〔関係会社〕
(縫製加工)

(株)東京スタイルソーイング須賀川、(株)東京スタイルソーイング宇都宮、(株)東京スタイルソーイング米沢、(株)東京スタイルソーイング盛岡、(株)東京スタイルソーイング山之口、蘇州東京時装有限公司、上海東京時装有限公司

(製造・販売)

(株)パルメル、(株)ナノ・ユニバース、(株)ジャック、(株)スピックインターナショナル、(株)イジット、東京スタイル香港有限公司、上海東京時装商貿有限公司、上海東京時装銷售有限公司、ラッキーユニオンインヴェストメントLTD.、北京子苞米時装有限公司 他1社

(合成樹脂関連事業)

当事業においては、合成樹脂関連製品等を製造・販売している。

〔関係会社〕

(株)トスカ、(株)日本パノック、(株)エスケイ工機 他1社

(その他事業)

当事業においては、運送業、広告代理業、不動産関連事業等を行っている。

〔関係会社〕

(株)スタイル運輸、(株)タクト、(株)ティエスプラザ 他3社

(2) サンエー・インターナショナル

サンエー・インターナショナルグループは、サンエー・インターナショナルを企業集団の中核に、子会社24社(内連結子会社22社)で構成されております。主たる事業である「アパレル事業」は、婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売(小売及び卸)を行い、併せてオリジナルブランドを使用したライセンス契約に基づきロイヤリティを受け取っております。また「その他事業」として、店舗設計監理、物流業、飲食業等を営んでおります。

なお、サンエー・インターナショナルグループでは、連結売上高、営業利益、資産の金額に占めるアパレル事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載は省略しております。

<アパレル事業>

アパレル事業は、「オリジナルブランド事業部門」、「ライセンスブランド事業部門」及び「その他アパレル事業部門」に分類しております。

オリジナルブランド事業部門

サンエー・インターナショナルグループのオリジナルブランドによる婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売(小売及び卸)を行う事業部門であり、「ナチュラルビューティーベーシック」(サンエー・インターナショナル)、「マーガレット・ハウエル」(株)アングローバル)、「プロポーションボディドレッシング」(サンエー・インターナショナル)など、それぞれターゲット・デザインテイストの異なる23ブランドを全国主要都市の直営店及びフランチャイズ店にて展開しております。海外については、香港、上海及び台湾を中心としたアジア地域のほか、英国、仏国及び米国にて製商品の販売を行っております。

また主要なブランドにおいては、ブランドイメージを洋服以外のアイテムで市場に浸透させることを目的に、靴・バッグ・アクセサリーなどアパレル以外の小物雑貨等の分野において有力専門メーカーとパートナーを組んだライセンス供与を行っております。

ライセンスブランド事業部門

サンエー・インターナショナルグループは、海外有力5ブランドと契約を締結し、当該ブランドの事業展開を行っております。「ヴィヴィアン タム」についてはサンエー・インターナショナルがライセンス契約及び独占輸入販売契約による企画、製造、販売を行い、「ダイアン フォン ファステンバーグ」、バッグブランド「ケイト・スペード ニューヨーク」(株)ケイト・スペード ジャパン) については、サンエー・インターナショナルの連結子会社(株)ケイト・スペード ジャパンが独占輸入販売を行います。またゴルフブランド「キャロウェイアパレル」及び玩具ブランド「パービー」については、サンエー・インターナショナルがアパレル製品のライセンス生産、販売を行っております。

その他アパレル事業部門

上記オリジナルブランド又はライセンスブランド事業に属さない「その他アパレル事業」として、セレクト編集型ショップ「フリーズショップ」(株)FREE'S INTERNATIONAL)、「フリーズショップ メン」(株)FREE'S INTERNATIONAL)、アウトレットショップ「ラストコール」(株)ラストコール)等を運営しております。

<その他事業>

アパレル事業以外の主な事業といたしましては、店舗設計監理(株)プラックス)等を営んでおります。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルそれぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる東京スタイルの最近連結会計期間末日(平成22年11月30日)現在の従業員の状況及びサンエー・インターナショナルの最近連結会計期間末日(平成22年11月30日)現在の従業員の状況につきましては、以下のとおりです。

東京スタイル

平成22年11月30日現在

事業部門等の名称	従業員数(名)
ファッション衣料・雑貨関連事業	1,766(1,897)
合成樹脂関連事業	68(4)
その他事業	30(10)
合計	1,864(1,911)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

サンエー・インターナショナル

平成22年11月30日現在

事業部門等の名称	従業員数(名)
アパレル事業	
オリジナルブランド事業部門	2,086(508)
ライセンスブランド事業部門	585(91)
その他アパレル事業部門	390(169)
アパレル事業計	3,061(768)
その他事業	40(12)
管理部門	579(56)
合計	3,680(836)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの本届出書提出日までの1年間に
おける労働組合の状況につきましては、以下のとおりです。

ア 東京スタイル

東京スタイルにおいて東京スタイル労働組合(組合員数312名)、(株)東京スタイルソーイング宇都宮において東
京スタイルソーイング宇都宮労働組合(組合員数14名)、が組織されており、それぞれゼンセン同盟に加盟して
おります。(組合員数は平成22年11月30日現在)なお、労使関係について、特記すべき事項はありません。

イ サンエー・インターナショナル

サンエー・インターナショナルグループの労働組合は、サンエーグループユニオンと称し、平成19年5月24日
に結成されました。平成22年11月30日現在、3,110名の組合員を有しております。なお、労使関係は結成以来円滑
に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの業績等の概要につきましては、
両社の有価証券報告書(東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについて
は同年11月26日提出)、並びに四半期報告書(東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出)
をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの生産、受注及び販売の状況につ
きましては、両社の有価証券報告書(東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナシ
ョナルについては同年11月26日提出)、並びに四半期報告書(東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10
月15日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの対処すべき課題につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本届出書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定したとおりに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当社は、経営統合に向け、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルで統合推進委員会を組織し、統合に向けた準備と早期のシナジー実現を目指し、施策の策定を進めております。しかしながら、当初期待した経営統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 東京スタイルの事業等のリスク

東京スタイルの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

ファッション衣料の特性について

東京スタイルグループの主力商品の大部分はファッション衣料ですが、ファッション衣料はその性格上流行に左右されやすい傾向があります。東京スタイルグループは、消費者ニーズに柔軟に対応すべくマーケット情報の収集に努め、商品企画力の向上に努めておりますが、急激な流行の変化によっては、東京スタイルグループの経営成績に影響を及ぼす恐れがあります。

経済状況や気象状況等について

ファッション・アパレル商品の売れ行きは、国内景気の変動、特に個人可処分所得の変動による個人の購買意欲の低下等、経済状況の変化に左右される可能性があります。また、生産体制の備えには万全を期しておりますが、東京スタイルグループの経営成績は、長梅雨、冷夏、暖冬、台風等の天候、自然災害等の影響を受ける可能性があります。

品質管理について

東京スタイルグループは、『商品本位主義』を基本理念としており、製品の品質管理には万全の体制を敷いておりますが、予測しえない品質上のトラブルや製造物責任に起因する事故が生じた場合は、企業イメージが損なわれ、東京スタイルグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の使用について

東京スタイルグループは、現在海外提携先と契約し、提携先所有の知的財産権を使用したブランドの衣料品を販売しております。これらの海外提携先とは、現時点では友好的取引関係を維持しておりますが、今後契約更新時の条件等によっては、東京スタイルグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新たに企画開発する商品については第三者の知的財産権を侵害しないように留意しておりますが、万一当該者からの損害賠償及び使用差し止め請求等により対価の支払いが発生した場合には、東京スタイルグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

東京スタイルグループは、直営店及び百貨店等の店頭での顧客管理上、多くの個人情報を保有しております。これらの情報については、これまでのところ漏洩等の問題は発生しておりませんが、今後不測の事態により、万一お客様の情報が外部に漏洩する事態となった場合には、信用の低下等により東京スタイルグループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

クレジットリスクについて

保有債券の発行体、あるいはお取引先の財務破綻に起因するデフォルトリスク、貸し倒れリスクについては、回避のため内部体制を強化しておりますが、不可抗力の場合には、東京スタイルグループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) サンエー・インターナショナルの事業等のリスク

サンエー・インターナショナルの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

サンエー・インターナショナルグループの商品の主なターゲットが、ファッション動向に敏感かつ消費意欲の高い20歳前後から30歳代の女性であり、同業他社との競争が最も激しく、流行・嗜好が短期的に大きく変化する傾向が強い市場であり、商品企画等の差別化及び変化対応力如何によっては、サンエー・インターナショナルグループの業績に影響を与える可能性があります。なお、サンエー・インターナショナルグループは、顧客ターゲットの拡大(35歳以上向け婦人服、子供服、スポーツファッション等)を一つの経営方針としています。

出店政策

サンエー・インターナショナルグループでは、出店候補地周辺の商圈環境や立地条件等の分析を行いながら、店舗の出店を進めております。しかしながら、計画通りに出店が行えなかった場合や退店に伴う費用が発生する場合には、サンエー・インターナショナルグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

気象状況

サンエー・インターナショナルグループの主力であるファッション・アパレル商品の売上は、天候の変化の影響を受けやすいため、在庫の圧縮やリードタイムの短縮化等による対応を図っています。しかしながら、冷夏暖冬、長雨、台風等の予測不能な気象状況の変化は、売上の低迷や在庫の処分等を通じてサンエー・インターナショナルグループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

サンエー・インターナショナルグループの上半期は高価格帯に属する秋冬ものの商材の売上時期にあたり、下半期と比較し上半期の利益が高い傾向にあり、上半期の業績如何によっては、サンエー・インターナショナルグループの業績に影響を与える可能性があります。なお、最近3連結会計年度の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益及びその構成比は以下の通りです。

(単位：百万円)

	平成20年8月期			平成21年8月期			平成22年8月期		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
売上高	62,162	58,097	120,260	59,226	52,590	111,817	52,123	48,210	100,333
構成比(%)	51.7	48.3	100.0	53.0	47.0	100.0	52.0	48.0	100.0
売上総利益	32,256	30,298	62,554	29,678	26,241	55,920	26,634	25,084	51,718
構成比(%)	51.6	48.4	100.0	53.1	46.9	100.0	51.5	48.5	100.0
営業利益	4,154	1,783	5,938	452	410	42	736	126	862
構成比(%)	70.0	30.0	100.0	-	-	-	85.3	14.7	100.0
経常利益	4,184	1,397	5,581	154	679	525	563	104	459
構成比(%)	75.0	25.0	100.0	-	-	-	-	-	-

サンエー・インターナショナルグループが展開するブランドのうち「ナチュラルビューティーベーシック」は、当連結会計年度における売上高構成比が12.7%と最も大きな比重を占めており、同ブランドの売上動向如何によっては、サンエー・インターナショナルグループの業績に影響を与える可能性があります。なお、最近3連結会計年度の売上高全体に占める同ブランドの割合の推移は以下の通りです。

(単位：百万円)

	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期
売上高全体	120,260	111,817	100,333
うちナチュラルビューティーベーシック売上高	17,380	14,651	12,695
売上高全体に占める割合(%)	14.5	13.1	12.7

海外有力5ブランドからライセンス供与を受け行っているサンエー・インターナショナルグループのライセンス事業は、当連結会計年度における売上高構成比が13.0%と比較的大きな比重を占めており、事由の如何にかかわらずライセンス元との契約が終了、解除または変更された場合は、サンエー・インターナショナルグループの業績に影響を与える可能性があります。なお、最近3連結会計年度の売上高全体に占めるライセンス事業売上高の割合の推移は以下の通りです。

(単位：百万円)

	平成20年8月期	平成21年8月期	平成22年8月期
売上高全体	120,260	111,817	100,333
うちライセンス事業売上高	14,459	13,100	13,064
売上高全体に占める割合(%)	12.0	11.7	13.0

以上のほか、景気変動、公的規制適用、自然災害、事故、債権先破綻、訴訟等、様々なリスク要因が考えられます。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの財政状態及び経営成績の分析につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成23年6月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,791,503（注）	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	115,791,503（注）	-	-

（注）当社が交付する新株式数（予定）

東京スタイルの普通株式の発行済株式総数102,507,668株（平成22年8月31日時点）、サンエー・インターナショナルの普通株式の発行済株式総数17,780,200株（平成22年8月31日時点）に基づいて算出しております。但し、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、本株式移転効力発生日において、本株式移転の効力発生直前時にそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成22年8月31日時点で東京スタイルが保有する自己株式14,402,930株、サンエー・インターナショナルが保有する自己株式1,000,342株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、発行済株式総数が変動した場合、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

東京スタイル及びサンエー・インターナショナルが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社TSIホールディングス第1回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年6月1日)
新株予約権の数	1,629個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	268,785株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	2,194円(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日から平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,194円(注)5 資本組入額 1,097円(注)5
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙3の6.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙3の9.をご参照ください。

(注)1 平成22年12月31日現在のサンエー・インターナショナル第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社TSIホールディングス第1回新株予約権1個を交付します。ただし、かかる新株予約権の数は、サンエー・インターナショナル第4回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。

2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

3 注1と同じ理由により変動する可能性があります。

4 株式移転計画書別紙3の4.をご参照下さい。

5 株式移転計画書別紙3の7.をご参照下さい。

株式会社TSIホールディングス第2回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年6月1日)
新株予約権の数	1,267個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	209,055株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	1,264円(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日から平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,264円(注)5 資本組入額 632円(注)5
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙5の6.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙5の9.をご参照ください。

- (注)1 平成22年12月31日現在のサンエー・インターナショナル第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社TSIホールディングス第2回新株予約権1個を交付します。ただし、かかる新株予約権の数は、サンエー・インターナショナル第5回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 注1と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画書別紙5の4.をご参照下さい。
- 5 株式移転計画書別紙5の7.をご参照下さい。

株式会社TSIホールディングス第2 - 2回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年6月1日)
新株予約権の数	36個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	5,940株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	959円(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日から平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 959円(注)5 資本組入額 480円(注)5
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の6.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙7の9.をご参照ください。

- (注)1 平成22年12月31日現在のサンエー・インターナショナル第5 - 2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社TSIホールディングス第2 - 2回新株予約権1個を交付します。ただし、かかる新株予約権の数は、サンエー・インターナショナル第2 - 2回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 注1と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画書別紙7の4.をご参照下さい。
- 5 株式移転計画書別紙7の7.をご参照下さい。

株式会社TSIホールディングス第3回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年6月1日)
新株予約権の数	3,187個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	3,187,000株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	778円(注)4
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から平成27年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 778円(注)5 資本組入額 389円(注)5
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙9の6.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙9の10.をご参照ください。

- (注)1 平成22年12月31日現在の株式会社東京スタイル第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社成立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社TSIホールディングス第3回新株予約権1個を交付します。ただし、かかる新株予約権の数は、東京スタイル第2回新株予約権の個数の変動により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 注1と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画書別紙9の4.をご参照下さい。
- 5 株式移転計画書別紙9の7.をご参照下さい。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年6月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年 6月1日	115,791,503 (予定) (注)	115,791,503 (予定) (注)	15,000	15,000	3,750	3,750

(注) 当社が交付する新株式数(予定)

東京スタイルの発行済株式総数102,507,668株(平成22年8月31日時点)、サンエー・インターナショナルの発行済普通株式総数17,780,200株(平成22年8月31日時点)に基づいて算出しております。但し、東京スタイル及びサンエー・インターナショナルは、本株式移転効力発生日の前日時点でそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成22年8月末時点で東京スタイルが保有する自己株式14,402,930株、サンエー・インターナショナルが保有する自己株式1,000,342株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、本株式移転効力発生日の前日までに新たに自己株式を保有することとなる可能性があり、かかる自己株式についても、実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。また、本株式移転効力発生日の直前までに東京スタイルの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの平成22年8月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりです。

東京スタイル

平成22年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	43	26	129	170	1	2,251	2,620	-
所有株式数 (単元)	-	32,474	681	25,941	21,470	1	21,473	102,040	467,668
所有株式数 の割合 (%)	-	31.81	0.67	25.44	21.04	0.0	21.04	100	-

(注) 自己株式14,402千株は「個人その他」に14,402単元、「単元未満株式の状況」に930株含まれております。

サンエー・インターナショナル

平成22年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	18	48	47	2	3,829	3,958	-
所有株式数(単元)	-	17,827	1,063	37,900	32,495	4	88,497	177,786	1,600
所有株式数の割合(%)	-	10.03	0.60	21.32	18.28	0.00	49.77	100.00	-

(注) 自己株式1,000,342株は、「個人その他」に10,003単元、「単元未満株式の状況」に42株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの平成22年8月31日現在の議決権の状況は下記のとおりです。
東京スタイル

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,402,000		権利内容に何ら限定のない東京スタイルにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 87,638,000	87,638	同上
単元未満株式	普通株式 467,688		同上
発行済株式数	102,507,668		
総株主の議決権		87,638	

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄の普通株式には、東京スタイル所有の自己株式930株が含まれております。

サンエー・インターナショナル

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000,300		権利内容に何ら限定のないサンエー・インターナショナルにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,778,300	167,783	同上
単元未満株式	普通株式 1,600		同上
発行済株式総数	17,780,200		
総株主の議決権		167,783	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、サンエー・インターナショナル所有の自己株式42株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年6月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの平成22年8月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

東京スタイル

平成22年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東京スタイル	東京都千代田区 麹町5丁目7番地1	14,402,000		14,402,000	14.05
計		14,402,000		14,402,000	14.05

サンエー・インターナショナル

平成22年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンエー・インターナショナル	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	1,000,300		1,000,300	5.63
計		1,000,300		1,000,300	5.63

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

株式会社TSIホールディングス第1回新株予約権の内容

決議年月日	平成18年11月29日 定時株主総会の決議日（注）1
付与対象者の区分及び人数	サンエー・インターナショナル取締役 8名 サンエー・インターナショナル従業員 239名 サンエー・インターナショナル子会社取締役 18名 サンエー・インターナショナル子会社従業員 16名 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 サンエー・インターナショナル第4回新株予約権の決議年月日です。

2 サンエー・インターナショナル第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社TSIホールディングス第2回新株予約権の内容

決議年月日	平成19年11月29日 定時株主総会の決議日(注)1
付与対象者の区分及び人数	サンエー・インターナショナル取締役 7名 サンエー・インターナショナル従業員 242名 サンエー・インターナショナル子会社取締役 18名 サンエー・インターナショナル子会社従業員 15名 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 サンエー・インターナショナル第5回新株予約権の決議年月日です。

2 サンエー・インターナショナル第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社TSIホールディングス第2 - 2回新株予約権の内容

決議年月日	平成20年2月15日 定時株主総会の決議日(注)1
付与対象者の区分及び人数	サンエー・インターナショナル従業員 3名 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1 サンエー・インターナショナル第5 - 2回新株予約権の決議年月日です。

2 サンエー・インターナショナル第5 - 2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社TSIホールディングス第3回新株予約権の内容

決議年月日	平成22年5月27日 定時株主総会の決議日(注)1
付与対象者の区分及び人数	東京スタイル取締役 5名 東京スタイル執行役員 5名 東京スタイル従業員 445名 東京スタイル子会社取締役 18名 東京スタイル子会社執行役員 6名 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)1 東京スタイル第2回新株予約権の決議年月日です。

2 東京スタイル第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成23年6月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年2月末日を基準日と定めて剰余金の配当を行うことができる旨、及び中間配当については毎年8月31日を基準日と定めて剰余金の配当を行うことができる旨、このほかにも基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

東京スタイル

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月
最高(円)	1,528	1,439	1,495	1,099	854
最低(円)	1,049	1,152	907	548	514

(注) 株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものです。

サンエー・インターナショナル

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成18年8月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月
最高(円)	6,360	4,850	2,590	1,460	1,609
最低(円)	3,180	2,275	1,306	520	755

(注) 株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

東京スタイル

月別	平成22年7月	平成22年8月	平成22年9月	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月
最高(円)	757	695	654	673	649	649
最低(円)	669	597	594	597	602	602

(注) 株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものです。

サンエー・インターナショナル

月別	平成22年7月	平成22年8月	平成22年9月	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月
最高(円)	1,236	1,130	983	1,030	1,029	1,057
最低(円)	1,006	866	902	800	942	954

(注) 株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

平成23年6月1日に就任を予定している当社の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で あ り ま す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京スタイルの株式数 (2) 所有するサンエー・インターナショナルの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役 会長		三宅 正彦	昭和10年 1月3日生	昭和37年3月 株式会社サンエー・インターナショナル入社 昭和47年10月 同社取締役 昭和55年9月 同社専務取締役 平成8年11月 同社代表取締役社長 平成20年7月 同社取締役相談役 平成20年9月 同社取締役相談役 国際事業本部管掌 平成20年11月 同社取締役会長 国際事業本部管掌 平成22年9月 同社取締役会長 海外政策担当（現任）	(注)12	(1) 0 (2) 923,844 (3) 1,524,342
代表取締役 社長		中島 芳樹	昭和28年 12月25日生	昭和51年3月 株式会社東京スタイル入社 平成5年3月 同社経営統轄本部経営企画部長 平成15年3月 同社執行役員 管理担当部長 平成15年5月 同社取締役 管理担当部長 平成17年5月 同社常務取締役 管理担当兼人事部長 平成21年9月 同社代表取締役社長（現任）	(注)12	(1) 25,000 (2) 0 (3) 25,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京スタイルの株式数 (2) 所有するサンエー・インターナショナルの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		三宅 孝彦	昭和40年 3月20日生	平成2年8月 株式会社サンエー・インターナショナル入社 平成9年11月 同社取締役 平成12年8月 同社専務取締役 平成15年9月 同社専務取締役 経営戦略本部長 平成16年9月 同社専務取締役 国際事業本部長 平成17年11月 同社取締役副社長 平成20年7月 同社代表取締役副社長 平成20年11月 同社代表取締役社長（現任） 平成21年1月 同社代表取締役社長 事業本部長	(注)12	(1) 0 (2) 2,289,200 (3) 3,777,180
取締役		原島 春樹	昭和26年 1月11日生	昭和48年3月 株式会社東京スタイル入社 昭和60年8月 同社アリスパーリー事業部長 平成5年5月 同社取締役 百貨店営業一部長 平成9年5月 同社取締役 大阪支店長 平成15年5月 同社執行役員 百貨店営業三部長 平成18年5月 同社常務取締役 第一営業統轄 平成21年9月 同社常務取締役 首都圏事業部ミッシー・ミセス部長 平成22年3月 同社専務取締役 営業本部長 平成22年10月 同社代表取締役専務取締役 営業本部長（現任）	(注)12	(1) 27,000 (2) 0 (3) 27,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京スタイルの株式数 (2) 所有するサンエー・インターナショナルの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		廣瀬 啓二	昭和37年 2月13日生	平成元年2月 株式会社サンエー・インターナショナル入社 平成8年9月 同社ピンキー&ダイアン・ノーベスパジオ事業部長 平成13年9月 同社執行役員 平成15年11月 同社取締役（現任） 平成20年9月 同社取締役 事業開発本部長 平成21年9月 同社取締役 マーケティング統括本部長兼ストアビジネス事業本部長 平成21年10月 同社取締役 常務執行役員（現任） 平成22年9月 同社取締役 常務執行役員 営業本部長（現任）	(注)12	(1) 0 (2) 2,600 (3) 4,290
取締役		伊崎 範隆	昭和30年 7月1日生	昭和53年3月 株式会社東京スタイル入社 平成18年3月 同社海外事業部長 平成19年7月 上海東京時裝商貿有限公司董事長總經理（現任） 平成22年3月 株式会社東京スタイル執行役員海外事業部長（現任） 平成22年11月 北京子苞米時裝有限公司董事長（現任）	(注)12	(1) 2,000 (2) 0 (3) 2,000
取締役 (社外)		篠原 祥哲	昭和10年 3月1日生	昭和38年2月 公認会計士登録 昭和44年7月 監査法人大和会計事務所代表社員 昭和49年12月 新和監査法人代表社員 昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成11年5月 同監査法人副理事長 平成14年8月 株式会社篠原経営経済研究所代表取締役（現任） 平成14年11月 株式会社サンエー・インターナショナル社外取締役（現任）	(注)12	(1) 0 (2) 0 (3) 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京スタイルの株式数 (2) 所有するサンエー・インターナショナルの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役 (社外)		岩崎 雄一	昭和7年 10月18日生	昭和30年4月 日本国有鉄道入社 昭和59年3月 同社 常務理事 平成7年6月 株式会社日本交通公社代表取締役副会長 平成8年6月 株式会社ルミネ代表取締役社長 平成12年5月 社団法人日本ショッピングセンター協会 会長 平成13年6月 株式会社ルミネ取締役会長 平成14年5月 株式会社東京スタイル社外取締役（現任） 平成17年11月 社団法人全国鉄道広告振興協会（現 公益社団法人日本鉄道広告協会）会長（現任） 平成18年5月 社団法人日本ショッピングセンター協会 相談役（現任）	(注)12	(1) 0 (2) 0 (3) 0
常勤監査役 (社外)		二宮 洋二	昭和26年 3月23日生	昭和50年4月 大蔵省入省 平成11年7月 北海道財務局長 平成13年7月 財務省大臣官房参事官 平成14年7月 神戸税関長 平成15年7月 国土交通省大臣官房審議官 平成17年6月 放送大学学園理事 平成20年10月 地方公営企業等金融機構（現 地方公共団体金融機構）理事	(注)13	(1) 0 (2) 0 (3) 0
監査役 (社外)		渡邊 文雄	昭和23年 3月7日生	昭和51年11月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和52年9月 大沢公認会計士事務所入所 昭和58年3月 公認会計士登録 昭和59年2月 税理士登録 昭和59年2月 渡邊公認会計士・税理士事務所開設 平成6年5月 株式会社東京スタイル会計監査人 平成18年6月 フランスベットホールディングス株式会社社外監査役（現任）	(注)13	(1) 0 (2) 0 (3) 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京スタイルの株式数 (2) 所有するサンエー・インターナショナルの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
監査役 (社外)		堀内 三郎	昭和20年 1月14日生	昭和47年10月 公認会計士登録 昭和60年 5月 新和監査法人社員 昭和60年 7月 監査法人朝日新和会計社 (現、有限責任 あずさ監査法人) 社員 平成 5年 5月 同監査法人代表社員 平成15年 5月 同監査法人専務理事 平成16年11月 株式会社サンエー・インターナショナル社外監査役(現任) 平成18年 7月 明治安田生命保険相互会社社外取締役(現任) 平成22年 6月 三菱倉庫株式会社社外監査役(現任)	(注)13	(1) 0 (2) 0 (3) 0
合計						(1) 54,000株 (2)3,215,644株 (3)5,359,812株

- (注) 1. 各取締役候補者と東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの間には特別の利害関係はなく、また、「株式会社TSIホールディングス」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 篠原祥哲氏及び岩崎雄一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 篠原祥哲氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と見識が、「株式会社TSIホールディングス」のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に有用と判断したためです。
4. 岩崎雄一氏を社外取締役候補者とした理由は、日本国有鉄道常務理事、株式会社日本交通公社代表取締役副会長、株式会社ルミネ代表取締役社長など、経営者としての豊富な経験と高い見識が、「株式会社TSIホールディングス」の経営全般に有用と判断したためです。
5. 篠原祥哲氏及び岩崎雄一氏の選任が承認された場合、「株式会社TSIホールディングス」は、各氏と責任限定契約を締結する予定であり、その内容は、両氏が同社に任務懈怠による損害賠償責任を負う場合の限度額を600万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額とするものであります。
6. 各監査役候補者と東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの間には特別の利害関係はなく、また、「株式会社TSIホールディングス」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
7. 二宮洋二氏、渡邊文雄氏及び堀内三郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。
8. 二宮洋二氏を社外監査役候補者とした理由は、大蔵省において要職を歴任した後、放送大学学園理事、地方公営企業等金融機構(現 地方公共団体金融機構)理事を務め、金融・経済に精通していることから、「株式会社TSIホールディングス」の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためです。

9. 渡邊文雄氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、「株式会社TSIホールディングス」の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためです。
10. 堀内三郎氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と見識を有していることから、「株式会社TSIホールディングス」の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためです。
11. 二宮洋二氏、渡邊文雄氏及び堀内三郎氏の選任が承認された場合、「株式会社TSIホールディングス」は各氏と責任限定契約を締結する予定であり、その内容は、各氏が同社に任務懈怠による損害賠償責任を負う場合の限度額を500万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額とするものであります。
12. 任期は、「株式会社TSIホールディングス」設立の日から、平成24年2月期に係る定時株主総会終結の時までです。
13. 任期は、「株式会社TSIホールディングス」設立の日から、平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定です。

取締役の定数及び選解任の決議要件の定め

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

監査役の定数及び選任の決議要件の定め

当社の監査役は4名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件の定め

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。

剰余金の配当等の決定機関の定め

当社は、機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって決定する旨を定款で定める予定です。

役員の報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議によって決定する旨を定款に設ける予定です。ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は年額5億円以内とし、監査役の報酬等の額は年額5千万円以内とする旨を定款（附則）で定める予定です。

責任限定契約の定め

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役は金6百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額、社外監査役は5百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする旨を定款で定める予定です。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役篠原祥哲はサンエー・インターナショナルの社外取締役、社外取締役岩崎雄一は東京スタイルの社外取締役にそれぞれ就任しています。また、社外監査役二宮洋二は東京スタイルの社外監査役、社外監査役堀内三郎はサンエー・インターナショナルの社外監査役にそれぞれ就任しています。このほかに、当社と社外取締役篠原祥哲、社外取締役岩崎雄一、社外監査役二宮洋二、社外監査役渡邊文雄、社外監査役堀内三郎との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、有限責任 あずさ監査法人に委嘱する予定です。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（東京スタイルについては平成22年5月28日提出、サンエー・インターナショナルについては同年11月26日提出）、並びに四半期報告書（東京スタイルについては平成22年7月14日及び同年10月15日提出）をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	2月末日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
株式の名義書換え	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	
名義書換手数料	未定
新券交付手数料	未定
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

東京スタイル

事業年度 第62期(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) 平成22年5月28日関東財務局長に提出
サンエー・インターナショナル

事業年度 第61期(自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日) 平成22年11月26日関東財務局長に提出
【四半期報告書】

東京スタイル

- 1) 事業年度 第63期第1四半期(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日) 平成22年7月14日関東財務局長に提出
- 2) 事業年度 第63期第2四半期(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) 平成22年10月15日関東財務局長に提出

サンエー・インターナショナル

該当事項はありません。

【臨時報告書】

東京スタイル

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成23年1月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月14日に関東財務局長に提出

サンエー・インターナショナル

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成23年1月11日)までに、次のとおり臨時報告書を提出しております。

- 1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年11月30日に関東財務局長に提出
- 2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成22年12月21日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

東京スタイル

の有価証券報告書に係る訂正報告書を平成22年6月25日関東財務局長に提出

サンエー・インターナショナル

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

東京スタイル

株式会社東京スタイル(東京都千代田区麹町五丁目7番地1)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

サンエー・インターナショナル

株式会社サンエー・インターナショナル(東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる東京スタイル及びサンエー・インターナショナルの平成22年8月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

1 東京スタイル

平成22年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	5,023	4.90
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,378	4.27
(株)三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	4,377	4.27
(株)みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	3,682	3.59
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	3,298	3.22
住友不動産(株)	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	2,552	2.49
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人(株)三菱東京UFJ 銀行 決済事業部)	A V E N U E D E S A R T S , 3 5 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,548	2.49
株式会社伊勢丹	東京都新宿区新宿3丁目14-1	2,367	2.31
アールピーシーデクシアインベ スターサービスバンクアカウントル クセンブルグノンレジデントドメ スティックレート (常任代理人 スタンダード チャータード銀行)	14, PORTE DE FRANCE, L-4360 ESCH-SUR-ALZETTE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パー クタワー21階)	2,281	2.23
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,239	2.18
計		32,748	31.95

(注) 上記「大株主の状況」には、東京スタイル所有の自己株式14,402千株(14.05%)を含めていない。

2 サンエー・インターナショナル

平成22年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三宅孝彦	東京都千代田区	2,289	12.88
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,250	7.03
(有)理貴	東京都世田谷区代田6-11-17	1,100	6.19
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(注)2	東京都中央区晴海1-8-11	1,044	5.87
SATOKO MIYAKE (常任代理人 三宅正彦)	NEW YORK, NY U.S.A (東京都世田谷区)	1,010	5.68
三宅正彦	東京都世田谷区	923	5.20
三宅克彦	兵庫県西宮市	855	4.81
(有)三昭興産	兵庫県西宮市雲井町1-45	800	4.50
北村貴子	東京都世田谷区	710	3.99
(株)丸井グループ	東京都中野区中野4-3-2	611	3.44
計		10,593	59.58

(注) 1 上記のほかサンエー・インターナショナル所有の自己株式1,000千株(5.63%)があります。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)1,044千株

3 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から平成22年4月7日付(報告義務発生日 平成22年3月31日)で大量保有報告書及び平成22年5月7日付(報告義務発生日 平成22年4月30日)で変更報告書の写しの送付があり、平成22年4月30日時点で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、サンエー・インターナショナルとして当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主上位10名には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02109 マサチューセッツ州ボストン、デ ヴォンシャー・ストリート82(82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA)	1,363	7.67

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成23年6月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成23年6月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。